

運営規程

特別養護老人ホーム ふるさと
介護予防 短期入所生活介護

特別養護老人ホームふるさと介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 霞会が開設する特別養護老人ホーム ふるさとの介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等(以下「介護予防短期入所生活介護職員等」という。)が介護予防支援状態にある高齢者(以下「介護予防支援者等」という。)に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護職員等は、介護予防支援者等の心身の特性をふまえ、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴や食事の提供、または機能訓練を行って利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密着な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム ふるさと
- 二 所在地 茨城県かすみがうら市新治字江子田1811番地6

(職員の種類)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

職種	員数	職務の内容
管理者(兼)	1名以上	本事業所の、従事者の管理及び職務の管理を行うとともに、短期入所生活事業にかかる業務の調整及び実施状況を把握し、その他の管理を一元的に行う。
医師(嘱託)	1名以上	利用者の健康管理及び療養上の指導にあたる。
生活相談員	1名以上	本事業所に対する、利用見込みに係る調整及び利用者の生活相談、面接、身上調査等に従事する。
介護職員	4名以上	介護業務の提供に当たり、常に利用者の心身の状況等を把握し、利用者に対し適切な介助を行う。
機能訓練指導員(兼)	1名以上	利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための、機能訓練を行う。

2 第1項に定めるもののほか必要がある場合は、その他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年間を通じ休日は設けない
- (2) 営業時間 24時間体制とする
- (3) 受入日 年間を通じ毎日とする
- (4) 受入時間 原則として午前8時30分から午後5時30分とする

(利用者の定員)

第6条 事業所の利用者の定員は10名とする。ただし、特別養護老人ホームにおいて、入居者に利用されていない居室で当事業を実施する場合はこの限りではない。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導、日常動作訓練
- (2) 食事、入浴、清拭、排泄等の介護
- (3) 健康チェック、看護
- (4) 家族介護者教室
- (5) 送迎

(利用料等)

第8条 介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービス(現物給付)であるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとし、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。

2 前項の額のほか、利用者より次の費用の支払いを受ける。

- (1) 居住費 2,066円/1日
- (2) 送迎費用(通常の送迎の実施地域に於いて、介護者の事情から送迎が必要な場合を除く。)
- (3) 日用品購入代金 実費
- (3) 食材料費 朝500円・昼600円・夕650円
- (4) 貴重品の管理等 100円/1日
- (5) 理美容代 実費
- (6) おやつ代 午前10時:100円 午後15時:150円
- (7) 特別な電気製品の使用料 50円/日

3 次条の、通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防短期入所生活介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は徴収する。

事業所から10Km未満	1,000円
10Km以上	500円加算

10Km以上超えた距離1km

20円加算

4 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は次の通りとする。

かすみがうら市、土浦市、石岡市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、事業所を利用するに当たっては入所生活上の目標や規則を守り、介護予防短期入所生活介護職員等の指示に従わなければならない。

(緊急時における対応の方法)

第11条 介護職員等は、介護予防短期入所生活介護を実施中に利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医(または嘱託医及び協力病院等)及び家族に連絡するとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、特別養護老人ホーム ふるさとの消防計画に準拠し、火災、水害その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとする。

(虐待防止)

第13条 施設は、虐待の防止に努めるための措置を、次の通りとする。

- (1) 虐待防止のための指針を整備する。
- (2) 虐待防止に係る体制として、虐待防止検討委員会を設置する。
- (3) 虐待防止のための研修を年1回以上に実施する。
- (4) 虐待防止措置を適切に行うための担当者を設置する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 職員の採用にあたり、職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、または、退職後においても秘密保持を厳守しなければならない旨を指導しなければならない。

3 施設は、この事業を行うため、ケース記録、利用者の負担金、収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し保存する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人霞会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規則は 平成30年8月1日から施行する。

令和3年4月1日一部改正。

令和5年6月1日一部改正。

令和6年4月1日一部改正。

令和6年8月1日一部改正。

令和6年9月1日一部改正。